

都道府県	市町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(事業保護)																																		
		<中学校> (1) 実施・検討状況について							<中学校> (3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期							<中学校> (4) (1)でアと回答した場合の支給時期(複数回答している場合は最初の時期)						<中学校> (5) (1)でウと回答した場合のその理由(あてはまるものを全てに○)				(1) 当てはまるもの1つに○をしてください。										
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している	ウ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している	エ. 入学前支給を行っていないが、現在検討している	オ. 入学前支給を行っていない	カ. その他(内容を記入してください。)	ア. 令和3年度(令和4年度新入学分)以前	イ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以前	ウ. 令和5年度(令和6年度新入学分)以前	エ. 未定	ア. 以前	イ. 8月	ウ. 9月	エ. 10月	オ. 11月	カ. 12月	キ. 1月	ク. 2月	ク. 3月	ク. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部事情がかかっているから	ウ. 認定回数が増える支給後に転居へした場合の対応など事務負担が増加するから	エ. (人)は異なる自治体独自の措置があるから	オ. その他(内容を記入してください。)	ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っているが、その際と同様に認定基準をより認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準をより認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ. 就学奨励制度以外の経済的支援により対応	オ. 新たに認定基準をより認定	カ. 対象者がいない	キ. その他(内容を記入してください。)	(2) (1)のキの内容		
19	19	16	1	2	0	0	0	16	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	1	0	1	1	7	1	9	0	1	1	0	3	
島根県	松江市	○						○											○									○								
島根県	浜田市	○						○												○									○							既存条件の緩和などにより対応。認定基準の改正までの対応は行っていない。
島根県	出雲市	○						○												○									○							所得状況が分かる給与明細書の写しや売上及び経費等がわかる帳簿等を提出いただき、通常の認定基準により審査を行い、認定となる場合には年度当初に遡って認定を行っている。
島根県	益田市	○						○												○									○							
島根県	大田市	○						○												○									○							
島根県	安来市	○						○												○									○							
島根県	江津市	○						○												○									○							
島根県	雲南市	○						○												○									○							
島根県	奥出雲町	○						○												○									○							
島根県	新南町	○						○												○									○							
島根県	川本町	○						○												○									○							
島根県	美郷町	○						○												○									○							
島根県	邑南町	○						○												○									○							相談があった場合、認定基準の整備を検討する。
島根県	津和野町	○						○												○									○							
島根県	吉賀町	○						○												○									○							
島根県	富士町		○																		○								○							
島根県	西ノ島町		○							○																			○							
島根県	知夫村		○																				○						○							
島根県	福成の島町	○						○												○									○							

7. 令和4年度主要保護就学補助額																																																	
1. 小学校の就学補助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																	
都道府県	市町村名	(1) 費目毎の補助額																								(5) 補足事項																							
		学用品費												新入学児童生徒学用品費等														通学費																					
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額			上限の金額	支給平均額	一定額	令和4年度単価	その他	補足事項																
19	19	19	0	0	1	1	1	18	18	1	2	19	0	0	1	1	1	18	18	0	1	7	6	6	1	1	1	0	0	0	0	17	7	7	9	9	9	1	1	0	0	12							
鳥根県	松江市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	24,781								○	○	14,763															
鳥根県	浜田市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	44,640							○	○	17,777													通学用品費について、1年生は支給額0円です。			
鳥根県	出雲市	○						○	11,630			○						○	51,060			○	○	9,355							○	○	16,682													大会の種類、行き先等により支給金額が異なってくるため、上限金額の記入は困難。			
鳥根県	益田市	○						○	※	1年生:11,630円 2~6年生:13,900円		○						○	54,060			○	○	28,190						○		○	22,690	16,459												通学用品費については、学用品費とあわせて定額で支給			
鳥根県	大田市	○						○	11,630			○						○	54,060			○									○		○	22,690	14,777											認定基準が「その他経済的理由」の場合、所得が生活保護基準額の1.1~1.2倍以下の世帯、または認定基準が「児童扶養手当の支給」の世帯一部支給されている世帯で、所得が生活保護基準額の1.1倍を超える世帯は、奨励費が1/2支給。			
鳥根県	安来市	○						○	11,630			○						○	54,060			○									○		○	22,690	17,364											生徒会費、オンライン学習通信費については実績無し。			
鳥根県	江津市	○						○	11,630			○						○	54,060			○									○		○	22,690	20,737														
鳥根県	雲南市	○		○	11,630	10,154						○						○	54,060			○		○	40,020	0					○		○	22,690	16,660												体育実技用具費・通学費・令和3年度実績なし ※体育実技用具費は「スキー用具」を対象とする		
鳥根県	奥出雲町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							○	○	14,267														通学費、生徒会費、体育実技用具費、医療費、オンライン学習通信費 上記費目について、対象経費がなかったため、実績なし		
鳥根県	新南町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○								○	○	18,365														クラブ活動費は1名110円のみ(対象は2年生以上) PTA会費は支給対象者のうち1名を除き上限額 オンライン学習通信費は全体の6.7%のみ支給		
鳥根県	川本町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							○		○	22,690	16,660												医療費:別制度により、町内在住の児童生徒の医療費で助成(医療費負担の無償化)		
鳥根県	美郷町	○						○	11,630			○						○	51,060			○									○		○	22,690	18,896														
鳥根県	邑南町	○						○	11,630			○						○	54,060			○									○		○	22,690	22,690														
鳥根県	津和野町	○						○	11,630 1年:11,630円(通学用品費) 2~6年:13,900円(通学用品費)			○						○	51,060			○	○	13,411							○	○	13,411															校外活動費(宿泊を伴わないもの)の実施 クラブ活動参加者がいなかったため、支給平均額0円	
鳥根県	吉賀町	○						○	11,630			○						○	54,060			○									○		○	22,690	19,470												体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴うもの)及び卒業アルバム代等については実績がないので0円とします。 オンライン学習通信費について、令和4年度に費目を新設したため、支給平均額には令和4年度予算に計上した単価を入力しています。		
鳥根県	富士町	○						○	13,650			○		○	40,600	40,600																																	
鳥根県	西ノ島町	○						○	15,200			○						○	51,060			○																											
鳥根県	知夫村	○						○	11,630	実績なし		○						○	51,060	実績なし																													
鳥根県	福城の島町	○						○	14,700			○						○	51,060			○	○	19,145							○	○	19,145															学用品費について、1年生は年額12,600円としている。	

